Ⅰ　科学研究費助成事業－科研費－の概要等

１　科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞

２　研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。　※令和２(2020)年９月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別
科学研究費		
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される１人又は比較的少人数の研究者で行う研究（３～５年間（真に必要な場合は最長７年間）２億円以上５億円まで（真に必要な場合は５億円を超える応募も可能））	補助金
新学術領域研究（研究領域提案型）	多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（５年間　1領域単年度当たり　1,000万円～３億円程度を原則とする） 【令和２(2020)年度公募以降、継続研究領域の公募研究のみ公募】	補助金
学術変革領域研究	（Ａ）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（５年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上３億円まで（真に必要な場合は３億円を超える応募も可能）） （Ｂ）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（３～４グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（Ａ）への展開などが期待される研究（３年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金
基盤研究	（Ｓ）１人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則５年間　5,000万円以上　２億円以下 （Ａ）（Ｂ）（Ｃ）１人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （Ａ）３～５年間　2,000万円以上　5,000万円以下 （Ｂ）３～５年間　500万円以上　2,000万円以下 （Ｃ）３～５年間　500万円以下	（Ｓ）補助金 （Ａ）補助金 （Ｂ）補助金 （Ｃ）基金
挑戦的研究	１人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）３～６年間　500万円以上　2,000万円以下 （萌芽）２～３年間　500万円以下	基金
若手研究	博士の学位取得後８年未満の研究者（注）が１人で行う研究 ２～５年間　500万円以下	基金

	研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が１人で行う研究 １～２年間　　単年度当たり150万円以下	基金
	奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が１人で行う研究 １年間　　10万円以上　100万円以下	補助金
特別研究促進費		緊急かつ重要な研究課題の助成	基金
研究成果公開促進費			補助金
	研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	
	国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
	学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
	データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	
特別研究員奨励費		日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成 （３年以内（特別研究員－ＣＰＤ（国際競争力強化研究員）は５年以内））	補助金
国際共同研究加速基金			基金
	国際共同研究強化	（Ａ）科研費に採択された研究者が半年から１年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【平成３０(2018)年度公募以降改称】 （Ｂ）複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も目指す（３～６年間　　2,000万円以下）	
	国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間　単年度当たり1,500万円以下） 【平成３０(2018)年度公募以降、新学術領域研究の総括班に組み込んで公募（平成３１(2019)年度公募まで）】	
	帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（３年以内　5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後８年未満となる者を含む。

３　文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成１０(1998)年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成１１(1999)年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

※令和２(2020)年９月現在

研　究　種　目	公 募 ・ 審 査 業 務 （公募要領の作成主体、応募書類の提出先）	交 付 業 務 （交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先）
新学術領域研究、学術変革領域研究、 特別研究促進費、 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、帰国発展研究）、 特設分野研究基金	日本学術振興会	日本学術振興会

４　科研費に関するルール

<u>科研費（補助金分）は</u>、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成１５年規程第１７号）」等の適用を受けるものです。

<u>科研費（基金分）は</u>、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成２３年規程第１９号）」等の適用を受けるものです。